

医療 DX 推進体制整備について

診療報酬DXの推進を目的として、「医療DX推進体制整備加算」が新設されました。

当院では、医療DX推進体制の整備に伴い、マイナンバーカードを保険証として利用することで診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

正確な診療情報の取得、活用を行うためにマイナンバーカード保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。



■医療DXとは

各業界で行われているDX(デジタルトランスフォーメーション: Digital Transformation)は、デジタル技術を活用して、業務の効率化やサービスの向上を目的としています。

歯科業界でも令和6年度の診療報酬改定にて「医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現」という基本認識が示されました。

医療DXの推進によって、医療機能の分化や強化が進むとともに、遠隔医療の導入や生活に配慮した医療の提供、さらに医療機関間の連携も強化されると考えられています。

■「医療DX推進体制整備」取り組み内容

当院では以下の対応に取り組んでいます。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。



とつてもかんたん! マイナンバーカード

受付の際は毎回お待ちください

① 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

② 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

③ 同意の確認

診察室等での診療・健診情報の
利用について確認してください。

同意しない場合は、診療情報
の提供を受けることができません。

(本人の同意)は、診療・健診
の提供を受けるために必要です。

④ 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



マイナンバーカードの保険証利用

マイ番号も

マイ番号も

※マイナンバーカードが利用できない場合は、顔認証で「同意」する必要があります。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



厚生労働省

国民生活の安定と向上



日本歯科医師会

歯の健康と生活の質の向上

- ◆薬剤情報等の提供に同意することで、データに基づく適切な医療を受けることができます。
- ◆健康保険証を使用した受診に比べて、初診時等の窓口負担が少なくなります。
- ◆限度額適用認定証等がなくても、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

▽マイナ保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算2(初診料算定時):1点(月1回)

医療情報取得加算4(再診料算定時):1点(3ヶ月に1回)

▽従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算1(初診料算定時):3点(月1回)

医療情報取得加算3(再診料算定時):2点(3ヶ月に1回)

受診の際は マイナンバーカードを



マイナ保険証を
使ってみませんか

マイナンバーカードの保険証利用で
いつでもどこでもより良い医療を継続的に

Point! 服薬情報等のデータに基づいた
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます!

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは [マイナンバーカード 保険証利用](#)

■マイナンバーカードの保険証利用登録方法

登録方法①医療機関・薬局の窓口(顔認証付きカードリーダー)で登録

顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」という画面になるので、画面の表示に沿って手続きを行ってください。

登録方法②「マイナポータルアプリ」から登録

スマートフォン版のマイナポータルアプリをインストールし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」をタップ、4桁の暗証番号を入力し、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取ってください。

登録方法③セブン銀行ATMから登録

セブン銀行ATMで「各種お手続き」ボタンを選択し、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」ボタンを押して、画面の表示に沿って手続きを行ってください。

詳細につきましては厚生労働省のホームページをご確認下さい。
何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

出典:

「オンライン資格確認に関する周知素材について」(厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html) (2024年9月27日に利用)